

道路交通法等の規定による遠隔操作型小型車に係る事務の取扱いに関する規程

令和5年3月28日
公安委員会規程第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の規定により新潟県公安委員会が行う遠隔操作型小型車の事務の取扱いに関し必要な事項は、その効率性を考慮して新潟県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。